

○独立行政法人平和祈念事業特別基金会計規程（平成 15 年規程第 18 号）（抄）

第 4 章 契約

（契約の方法）

第 24 条 基金において、売買、貸借、請負その他の契約をする場合には、一般競争に付することを原則とする。

2 契約の性質又は目的から前項の規定により難い契約については、価格とアイデア、創意工夫等の価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）によることができるものとする。

（指名競争）

第 25 条 基金の契約が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、指名競争に付することができる。

(1) 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がないと認められるとき。

(2) 一般競争に付することが不利と認められるとき。

(3) 契約に係る予定価格が少額であるとき。

2 随意契約によることができる場合においては、指名競争に付することを妨げない。

（随意契約）

第 26 条 基金の契約が次の各号のいずれかに該当するときは、前 2 条の規定にかかわらず、随意契約によることができる。

(1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。

(2) 緊急の必要により競争に付することができないとき。

(3) 競争に付することが不利と認められるとき。

(4) 基金の行為を秘密にする必要があるとき。

(5) 契約に係る予定価格が少額であるとき。

(6) 運送又は保管をさせるとき。

(7) 官公署との間で契約をするとき。

(8) 外国で契約をするとき。

2 競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付しても落札者がいないときは、予定価格の範囲内において随意契約によることができる。

3 落札者が契約を締結しないときは、その落札金額の範囲内において随意契約によることができる。

4 前 2 項の場合においては、契約保証金及び期限を除くほか、最初競争に付するとき定めた条件を変更することができない。

5 契約担当役は、随意契約によることができる場合でも、安易に随意契約によることなく、企画競争（複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行う方法をいう。）又は公募（基金目的達成のため、どのような設備又は技術等が必要であるかをホームページ等で具体的に明らかにしたうえで、参加者を募ることをいう。）を行うことにより、競争性及び透明性を担保することに努めるものとする。

6 随意契約による場合には、2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、急を要する場合、企画競争又は公募に付した場合若しくは契約担当役が必要でないと思えた場合には、この限りでない。